

振り込め詐欺等の被害に あわれた方へ

警察及び振り込んだ先の
金融機関へ連絡を!

振り込んでしまったお金が
返ってくる可能性があります!



- 振り込め詐欺救済法(※)に基づき、振り込んだ口座の残高や他に同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部(被害回復分配金)の支払いを受けられる可能性があります。
- 振り込め詐欺のほか、社債、未公開株等の取引を装った詐欺やヤミ金融などの被害も、振込みにより被害が発生した場合は、振り込め詐欺救済法の対象となります。
- 被害にあってしまった場合や被害が疑われる場合には、速やかに警察、消費生活センターや振り込んだ先の金融機関へご連絡下さい。
- 支払いを受けるためには、振り込んだ先の金融機関への支払申請が必要です。既に警察や消費生活センター等へ連絡を行った場合でも、振り込んだ先の金融機関への連絡は必ず行って下さい。
- 金融機関への支払申請を行う際に、申請書の書き方その他ご不明な点がありましたら、振り込んだ先の金融機関の職員にお気軽にご相談下さい。

注意事項

- ・振り込んだ先の口座に十分な残高が残っていないかったり、他にも同様の被害にあった方がいる場合には、被害額に比べて被害回復分配金の支払額が少なくなったり、支払いが行われない場合もあります。
- ・実際に支払いを受けるまでには、当該口座の失権手続の期間や支払申請の期間が必要なため、連絡して直ちに支払いが受けられるものではありません(支払いまでに少なくとも半年以上かかるのが一般的です)。
- ・支払申請の期間内に申請を行わなければ、支払いを受けることはできません。また、他の被害者の申請により、既に支払手続が終了している場合もあります。

※振り込め詐欺救済法とは、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座(犯罪利用預金口座)に一定の残高が残っている場合、当該残高を原資として被害回復分配金の支払いを行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されています。

金融庁 HP <http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/index.html> (振り込め詐欺救済法の詳細等を掲載しています)

預金保険機構 HP <http://furikomesagi.dic.go.jp/> (被害回復分配金の支払対象となっている口座を確認できます)